

第7回靈感商法等の悪質商法への対策検討会議事録

消費者庁消費者政策課

第7回靈感商法等の悪質商法への対策検討会

1. 日 時：令和4年10月13日（木）10時30分～12時00分

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・取りまとめに向けた議論（非公開）

4. 出席委員（五十音順、敬称略）

- ・河上 正二 東京大学名誉教授、青山学院大学客員教授
- ・菅野 志桜里 弁護士（一般社団法人国際人道プラットフォーム代表理事）
- ・紀藤 正樹 弁護士（リンク総合法律事務所所長）
- ・田浦 道子 消費生活相談員（相模原市消費生活総合センター）
- ・宮下 修一 中央大学教授
- ・山田 昭典 独立行政法人国民生活センター理事長
- ・芳野 直子 日本弁護士連合会副会長

○河上座長 それでは、定刻になりましたので、第7回「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」を開催いたします。

本日も、委員の先生方とオンラインでおつなぎして開催いたします。

また、本日は取りまとめに向けた検討を議題としています。既に、昨日に事務局から御連絡を差し上げておりますけれども、自由闊達な御議論をいただくという観点から、検討会の開催要綱3「運営」の（1）に基づきまして、これを非公開とさせていただいております。

本日も河野大臣が御参加いただけすると伺っておりますので、大臣が入られましたら発言をお願いしようかと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から、本日の資料の確認をお願いいたします。

○尾原課長 事務局でございます。

本日の資料について確認をお願いいたします。

資料1及び2、紀藤委員提出資料、西田委員提出資料、参考資料1及び2でございます。もしあ手元に届いていないことなどがございましたら御連絡をお願いいたします。

○河上座長 大臣に御参加いただきましたので、大臣から御発言があればお願ひいたします。

○河野大臣 お忙しい皆様にかなり頻繁にお集まりいただきて御議論をいただきましたが、本当にありがとうございます。報告書の案が出てまいりましたので、御議論いただきて、取りまとめをいただいてしっかりと出してまいりたいと思います。また、消費者庁で受けるところはしっかりと受け止め、政府に対するものについては政府にきっちり受け止めていただくようにしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、今日は自由闊達に御議論をいただこうということで、非公開にさせていただいております。後で議事録の精査をいただいて、対外的に公開しても問題がないというところは議事録に近い形で公開させていただくのも可能だと思っておりますので、そうしたことについてもお取り計らいをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○河上座長 どうもありがとうございました。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○尾原課長 承知いたしました。

まず、お手元の資料1の報告書（案）につきましては、この後御議論いただきますので、説明は省略させていただきます。

資料2、「旧統一教会に関する消費生活相談の状況について」でございます。これにつきましては、前回の検討会で御意見をいただきまして、本検討会においても御説明するよう御意見をいただきましたので御説明をさせていただきます。

まず、今表示している資料でございますけれども、この資料につきましては、本検討会第2回における個別事案の検証、これは非公開で行ったわけですけれども、この中で旧統一教会に関する消費生活相談情報の分析を行ったところでございます。

その後、旧統一教会につきましては、旧統一教会問題関係省庁連絡会議が設置されて、政府全体として対策を講じることとされていること、また、旧統一教会問題に関する合同電話相談窓口で把握した現時点での状況に加えて、過去の相談件数等の情報が被害の防止対策の検討に資するという基準に照らして、公表することに社会的公益性があると判断したことから、9月30日に旧統一教会に関する消費生活相談情報を公表したところでございます。

では、中身について御説明いたします。

今映っている1ページ目でございます。件数等の推移を御覧いただきますと、2012年時点以降では減少傾向にございましたけれども、2022年7月以降、今回の安倍元総理の襲撃事件以降にまた増加しているところでございます。

2ページ目でございます。契約当事者の性別・年代別の件数で、左側が2020～2021年度の情報です。参考までに10年前のデータもつけておりますが、主に左側のデータを御紹介いたします。これを見ていただくと、契約当事者の傾向としては、高齢者、特に女性が当事者になっている相談が多いことがうかがわれます。

3ページ目、相談者と契約者の同一性の割合でございます。2020～2021年度のところを見ていただくと、相談者は御本人からよりも、むしろ相談者と別の方、具体的には家族と本人以外からの相談のほうが多いという傾向がうかがわれます。

続いて、4ページ目でございます。では、家族等本人以外からの相談があったときの契約者本人の年代別割合を見ますと、やはり70代以上の方が約半数を占めているという状況でございます。

5ページ目、主な商品・役務等別件数でございます。一番多いのは占い・祈祷サービスということで、特にその他訪問販売等の分類のところが多いところがあります。

その辺りが分かりますのが次の6ページ目でございます。契約者がどの購入契約をしたというところでございますけれども、不明のところを除きますと、店舗購入、この場合は団体ですのでいわゆる教団施設等、それから訪問販売ということで、旧統一教会の関係者等が契約者御本人様の御自宅を訪問してトラブルに遭われたというが多いという傾向がございます。

7ページ目、既支払金額のデータでございます。これにつきましては、平均金額でいくと約270万円。10年前も約320万円ということで、約300万円ほどの既支払金額の平均がございます。

ただ、このデータにつきましては留意が必要でございます。といいますのは、消費生活相談は全国各地の消費生活相談センターにおいて相談員さんが聞き取りを行ったもので、金額が分かったものについてその情報を集めたものでございます。逆に言いますと、相談員さんが確認できなかったもの、特にここで言うと無回答のところが多くなっていますので、このデータをもって被害額という形にするのではなくて、あくまでも相談情報に基づいて集まったところの平均額でいくと約300万円ぐらいであったというところでございます。

す。

以上が資料2でございます。

また、本日、西田委員におかれましては残念ながら所用で御欠席でございます。ただ、西田先生からは、以下のコメントをするようにということでコメントをいただいておりますので、代読をさせていただきます。以下、読み上げさせていただきます。

「総論」「旧統一教会への対応等」「法制度に関する事項」、これらに関する意見に異論はございません。

ただ、「相談対応に関する事項」ですが、連携だけではとても不十分なので、もう少し強い言葉が欲しいと存じます。

特に、精神科医、公認心理師、精神保健福祉士などのところですが、これは7ページ目のところですが、彼らにカルトやマインドコントロール、それから、宗教の自由に関わる法律の知識について十分な研修や教育を施すことが大事かと思います。また、児童相談所や消費者相談員に対しても同様の研修プログラムを実施して、専門的人員配置の強化、予算の強化が最低ラインとして必要です。

なお、児童相談所などは、親に対応し得る権限の強化も大事だと思います。

以上、西田委員からいただいたコメントを代読させていただきました。

また、西田委員からは、本日、西田委員提出資料ということで、日本脱カルト協会の要望書について提出いただいておりますので、併せて御報告させていただきます。

最後になりますけれども、消費者教育に関するところで御紹介でございます。これにつきましては、先日、大臣の会見でも御発言いただきましたけれども、靈感商法に対する消費者教育の取組強化について、9月30日に旧統一教会問題関係省庁連絡会議による取りまとめにおきまして、靈感商法等に関する消費者教育の取組強化に関する被害の未然防止について、関係省庁が連携して取り組むことが決定されました。

これに伴いまして、合同相談窓口に寄せられました相談内容等を踏まえ、靈感商法等の具体的な手口や対処法に関する教材の充実に早急に取り組むため、10月7日、消費者教育推進会議の幹事13省庁による会議を開催し、教材開発に着手したところでございます。

以上、西田先生からお預かりしましたコメントの代読と、それから関連情報として消費者教育の取組強化につきまして御報告をさせていただきました。

事務局からの説明は以上でございます。

○河上座長 ありがとうございました。

続きまして、紀藤委員から資料を御提出いただいておりますので、5分程度で御説明をお願いいたします。

○紀藤委員 この間の動きも含めてお話を差し上げたいと思ってお配りしました。

まず、最初の資料は、私の所属している全国靈感商法対策弁護士連絡会の今週11日付の公開申入書で、私は当日、出張がありましたので参加できませんでしたけれども、所属の弁護士で記者会見をして公開をしたものです。翌日には郵送で届いておりますし、消費者

庁には手渡しでお渡ししたと私は聞いています。

宛先は、文部科学大臣と法務大臣と検事総長になっています。消費者庁も宛先にするかどうか検討したのですけれども、取りあえず宗教法人法に明示された所轄庁と検察官ということで、申入れの趣旨をはっきりさせるためにこの2つのところに絞っているということになります。

趣旨を見ていただければお分かりのとおり、まず1つは、文部科学大臣は、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対し、速やかに宗教法人法第81条1項に基づき解散命令を請求されたい。2項は、法務大臣は、検察官を通じ、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対し、速やかに、宗教法人法第81条1項に基づき解散命令を請求されたいという内容です。

本文は、前回、河上座長が言わされたことで、文部科学省、特に文化庁宗務課が消極的意見を繰り返していることに関して、その説明内容はいろいろあるわけですけれども、その説明内容が民法学の解釈から見てもおかしいということを具体的に説明したものです。

ちなみに、前回の河上座長の御意見は、宗教団体の解散命令、業務停止命令等については、宗教法人法（第81条、第79条）・公益財団法人法、会社法などに手がかりとなる規定はあるが、これまで発動された例はわずかしかない。とりわけ宗教法人法の活用に関しては文部科学省は消極的态度を示しており、その姿勢には猛省を促したいというものです。私どもも全く同意見でありまして、それが2ページ目から4ページ目にかけて続くわけですけれども、その中で、特に民法学の解釈として、3ページ目の下線を引いたところですけれども、命令規範、禁止規範に違反するものでなければ解散命令ができないのだと、当初、文化庁宗務課はおっしゃっていたのですけれども、「命令規範、禁止規範に違反する」という言葉については、潮見先生の教科書であるとか、民法の不法行為というのをそもそも命令規範、禁止規範に違反するものが不法行為だということを前提に民法規範がつくられているわけであって、「法令」という言葉の中に刑法規範だけを読み込むのは無理があるという解釈の問題として記載していますので、御参考までにと思います。

7ページ以降は、解散命令の法律要件に当たるもののが根拠事実を記載していまして、申立てをする必要性の問題としては、10ページ以降に今後の改善が見込まれないことを記載しております。

コンプライアンス宣言後も被害が続いていることについて、15ページの次の表の中に入っています。まず、被害状況、交渉中であるものとか、和解例とか、裁判例をそれぞれ表にしたものとして入れています。繰り返し繰り返し今でも裁判が起きているし、和解という形で裁判外での解決も得ている。これは我々だけの統計です。我々だけの統計ということは、統一教会にはもっと詳細な統計があると思いますので、これ以上に上ることは明らかだろうと思います。

その後の資料は、小川さゆりさんが先週の金曜日、10月7日に記者会見をされて、非常に大きく報道された、そのときの質疑を除く彼女が作成したコメント原稿です。

中身は読んでいただければいいと思いますけれども、彼女が受けた2世信者としての被害の実態です。この会議との関係で言うと、被害の実態と同時に解散命令を彼女自身が求めているということで、3ページの上から2パラ目ですけれども、「宗教法人法の中に、文化庁が裁判所へ解散請求をして、裁判所が認めれば団体を解散させて、一般団体になるという部分があるのですが、文化庁は頑なにこれをしないという態度を貫いています」ということで、一般的市民、被害者の立場から見ると、この要因に政治家への活動、関与があるのではないかということが記載されていますし、これが恐らく一般国民の感覚だろうと思います。

それから、3ページの下から4ページ目にかけて、彼女がこういう法律をつくってほしいということが書かれています。

「まず、献金や靈感商法により人生を狂わされ、苦しんでいる数多くの人たちの一日も早い救済、被害防止のため、今の臨時国会で、高額献金を規制する法律を必ず成立させていただきたいということ。

そして、違法な契約や恐怖心を煽る教義、児童虐待などを理由に、新しい法律で団体そのものを規制・解散できるようにしていただきたいということ。

また、行き過ぎた信仰により子供の人権が脅かされていることから、困難や虐待に遭っている子供を守る法律や仕組みをつくっていただきたいということと、どのような理由であっても、子供の利益を最優先に考えて動ける組織をつくっていただきたいということ。

そして、旧統一教会のいろいろな活動に関わりのある政治家の権威が利用されてしまい、結果的に勧誘や被害を拡大させてしまったので、政治家側の行動基準について法律でルールを決めていただきたいです」ということが書かれています。彼女の悲痛な叫びを記者会見を見られた方はどなたでもお分かりになると思います。2世信者は空白の30年で、彼女も26歳ですけれども、この空白の30年間で置いていかれた被害者なので、何とか救済してあげたいと思っているところです。

その次は、『小学生のための原理講義』という本があるのですけれども、この本の中に、子供たちにいろいろ教えている内容があって、本当は中身全文をお見せしたほうが分かりやすいのですけれども、その中で特異なところだけということで、彼女が小学校の頃にこの本を読んで勉強したという内容です。

その中に、小学生にはもう淫乱の罪というものを教える。取って食べたら死ぬという淫乱の罪ですけれども、それをしてしまうと、強盗、殺人以上の罪で地獄の底に落ちるということを教える。これは小学生に教えるわけです。淫乱というのは男女の交際だったりするわけですけれども、そういうことまで教育したり、サタンが寄ってくる人ということで、子供たちが興味を持つファッショントかそういうものも否定されて、そして、悪魔が寄ってくる、地獄に行くということで、これは本を読んでいただければ本当に分かりになると思うのですけれども、善悪二元論なのです。子供の最初の段階から善悪二元論を教えて、これをやるとサタン、地獄で、これをやれば善、それだけを教えるような教育がいかに子

供の情操を阻害し、そして、いわゆる憲法的な価値、人権的価値に反する教育が子供の人権に対する大きな侵害ということがお分かりになられると思います。

私は以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

それでは、これから報告書（案）に基づきまして、順番に区切りながら審議を進めたいと思います。

まずは、報告書（案）のⅠ及びⅡにつきまして、御意見がございましたら順番にお願いいたします。

特にこの部分についてはよろしいでしょうか。

それでは、この部分はこれでよいということで、次に「Ⅲ 提言」の1～3のところについて御意見のある方、お願ひいたします。

紀藤委員、どうぞ。

○紀藤委員 提言総論の①～⑤ですか。どこまでの話になりますか。

○河上座長 1、2、3までです。

○宮下委員 1のところは、2以下を議論してから最後に見直したほうがいいのではないでしょうか。

○紀藤委員 私もそんな感じがします。

○河上座長 では、2のところを中心に御意見がある方はお願いします。

○紀藤委員 民法の先生から聞いたほうがいいと思います。私は後で話します。

○河上座長 では、宮下先生、どうぞ。

○宮下委員 私個人は、2のところについてはこの書き方でいいのかなと思っております。

所轄庁の問題については、私自身も、前回申し上げましたように、できないと決めつけてやらないということには非常に大きな問題があると思っております。

その上で、本来あれば解散命令も、ということなのかもしれません、今回は解散命令も視野に入れて報告徴収と質問の権限行使する必要があるという形で、消費者庁の立場からすればかなり踏み込んだところなのかなと思っておりますので、もちろんいろいろな御意見があると思いますけれども、取りあえず私自身はこの点についてはまず賛成するところであります。

その上で、不法行為についてということですが、この点は、紀藤委員から先ほども御指摘があったように、不法行為といっても、今回の旧統一教会については、私自身も以前、判例をいくつか分析したことがございますけれども、組織的に不法行為が行われていることは裁判所も認定している。それぞれの判決を見ると、きちんと信教の自由というのは当然守られるべきものであるとしながら、いわば過度な献金をさせることによって、あるいはいろいろなものを買わせることによって財産を収奪している、そういう行為自体が組織的に行われているというところが非常に問題だということが指摘されているわけですから、これは単なる個別の勧誘の問題ということではなくて、組織的な不法行為であるとい

うことになります。犯罪とまで言えるかどうかという問題はあると思いますけれども、そこまではいかなくても、組織的な問題である以上は、私自身は解散命令を前提にした報告徴収あるいは質問を行うというのは当然のことではないかと思っておりますので、その点については賛成でございます。

ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

○河上座長 ありがとうございました。

紀藤委員、続けられますか。

○紀藤委員 ②、③ですけれども、前回議論したところですが、具体的に言うと消費者契約法の改正、特定商取引法の改正、献金特別法、その3本柱があると思うのですね。そうすると、②、③は消費者契約法と献金特別法みたいなものを念頭に置いているのですけれども、特定商取引法が入っていないと思うのです。

ですので、私としては特定商取引法的なものは入れておかないと、後々の材料にならないのではないかと思いますので、7ページの「その他の指摘事項」というところがあると思うのですが、その中に特定商取引法の指摘があって、「靈感商法を対象とした新類型の追加を求める指摘もあった」という声もあるわけで、②のところに「行使期間を延長するための法制上の措置、勧誘目的を隠した献金勧誘等に対する法制上の措置を講ずるべきである」という文言を入れていただきたいなど。「勧誘目的を隠した勧誘を規制するための法制上の措置を講ずるべきである」とか、そういう書き方がないと、勧誘目的告知というもののターゲットがはっきりしていないのではないかと思うのですね。

○河上座長 ②のところを補充してはどうかという御指摘ですね。

○紀藤委員 はい。特定商取引法との関係性です。

○河上座長 これは消費者契約法の関係とか特定商取引法の関係という言葉は、ここには入っていないのですけれども。

○紀藤委員 もちろんそうです。ここ②には入らないわけですけれども、②から読み取れるものは消費者契約法しか読み取れないのですね。

○河上座長 そういうことですか。

○紀藤委員 取消権の対象範囲というのは特定商取引法ではないですよね。

○河上座長 この部分は、入れるべき場所を検討させていただきます。

○紀藤委員 その上で①です。①は、「質問の権限を行使する必要がある」というのは、この書きぶりは本当に感謝するし、①にこれが入っていること自体、すばらしいことだと思っているのですけれども、実はこの会議で質問権の行使を具体的に皆さんでやり方も含めて検討したことは一度もないのです。議論したこともないのです。だから、私から見るとちょっと唐突な感じがしています。

もちろん質問権の必要性がある場合、視野も何も、質問権は解散命令請求の根拠で質問するわけですから、条文上そうなっているので、視野に入れるのは当然なのですが、そのこと自体はいいことですが、できれば並列で並べていただきたいのです。「指摘されてい

るところ、解散命令請求を検討し、必要であれば宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収及び質問の権限行使すべきである」とか、あるいは「必要がある」でもいいのですけれども、そういう書きぶりでないと、質問権行使しない解散命令は過去2回行われていて、過去に質問権の行使の前例が一度もないこともありますし、果たして質問権行使することで、統一教会が本当のことを言ってくるのかと言われると、恐らく言ってこないと思いますので、私は法律構成上も迂遠な感じがしていて、材料の入手という観点はあるかもしれませんけれども、絶対にやってはいけないという趣旨はないので、「必要がある」という後半はいいのですけれども、前段に端的に解散命令を請求するというのも入れておいていただきたいと思うのです。

個人的には、解散命令請求をする必要がある、同時に、必要であれば質問の権限行使すべきである、そういう書きぶりがいいのですけれども、消費者庁の書きぶりなので、「解散命令請求を検討し、また、必要であれば」と。この書きぶりについて説明する文章は消費者庁に送ったのですけれども、そういう書きぶりがいいかなと思っています。

○河上座長 分かりました。「解散命令請求を検討し、また」という感じにするという御意見ですね。

そのほかにはいかがでしょうか。

芳野委員、どうぞ。

○芳野委員 議論の進め方ですけれども、1の「総論」部分をやっているのか、2の「旧統一教会への対応等」から個別にやっているのか、進め方が分かっていないので、そこを整理していただいて、2について御意見を言つたらいいのか、「総論」で、要するに全部に意見を言つていいのかが分からぬので、この辺を座長のほうでどこを話したらいいのか御指示いただければ、その上で発言したいと思います。

○河上座長 むしろ、先ほどの御意見では、2のところを具体的にお話をさせていただいた上で「総論」の部分に戻ったほうがいいのではないかという御指摘だったものですから、2のところをお話しいただいて、それは実は「総論」の何々に関係していますねという御指摘をいただければありがとうございます。

○芳野委員 ありがとうございました。

それでは、2の「旧統一教会への対応等」について、これは「総論」の①に関わってくると思うのですが、日弁連としての御意見を申し上げたいと思います。

日弁連は、宗教法人法に基づく権限行使の指摘については、現在まだ議論をしている途上、意見の取りまとめ検討の途上であって、現時点では統一した意見がまだ発出できていないということですので、日弁連としての見解はこここの部分については保留させていただきたいと考えております。ただ、積極的な反対をすることではなくて、現在、こちらとしても意見を検討しているということで御理解いただきたいと思います。

その上で、私個人の意見として、宗教法人法については、権限も定められているし、解散命令も規定されているということ、それから、平成7年12月19日の高裁判決も踏まえま

すと、解散請求が刑事事件に限られているという現状の運用は、そういう根拠もないのではないかと考えています。

ですから、信教の自由を十分に尊重して、公権力による恣意的な侵害をさせない範囲で、どんな場合にどんな行使をすべきか、行使をしてはならないのかということについては、客観的な基準を設けるなどという議論が必要ではないかなと個人的には思っております。

以上でございます。

○河上座長 ありがとうございました。

河野大臣から手が挙がっておりますので、河野大臣、お願いします。

○河野大臣 この検討会は個人の皆様に入っていただいて自由に御議論いただくということですので、団体の意見ということではなく、委員として御発言いただきたいと思います。それだけ申し上げたいと思います。

○河上座長 どうもありがとうございました。先ほどの菅野委員の御発言、個人の意見ですがという部分は、しかと承りました。

菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 ありがとうございます。

特定商取引法については後で紀藤先生にももうちょっと詳しく伺いたいことがあるのですけれども、今は2の「旧統一教会への対応等」というところで意見交換をしたいと思っています。

その上で、私自身は、今まで弁護団が積み上げてきた事例とか、また今回を期に様々な信者告白とか2世告白とか、この研究会で出てきたいいろいろな内部資料を見ると、解散命令請求に値する事案だと思っているのですね。ただ、その前段として、その検討に当たっては質問、報告徴収というこれまで怠ってきた調査権をちゃんと行使して、調査資料を集めて、そして、役員、代表から聞き取りもして、分析もして、その上で自信を持って解散命令請求をすることがいろいろな方の納得をいただくという点でも王道ではないかなと思っています。

もちろん、質問権をすっ飛ばしてこれまで解散命令請求をされてきたのですけれども、これは犯罪捜査で警察も検察も入って、かなり深く広く、わっと証拠などが集まった上の解散命令請求だったという点で、今回とフェーズが違うのかなと思っています。

やるべきなのだけれども、プロセスをしっかり踏むということを考えた上でも、質問権の行使、報告徴収権の行使というところにストレートに力点を置きつつ、もちろん視野の先に解散命令請求があるという当たり前のことを当たり前に書いていくことが適切ではないかというのが私自身の意見であります。

○河上座長 ありがとうございました。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 私、宗教法人法についてはつまびらかにいたしませんので、素人的な意見になってしまふと思いますけれども、この検討会で先生方あるいは特別に参加していただい

た方々からのお話を伺う限り、かなり問題のある団体であることは明らかになっているのだろうと思います。

その上で、宗教法人法の問題があるのであれば、それはしっかりと権限行使をすべきだと思いますし、ただ、公権力を行使する以上はしっかりした調査を行うべきだと、先ほどの菅野委員の御指摘も当然だと思います。そういう意味で、調査を前提とする事案なのであれば、しっかりした調査をすべきだろうと思います。

それで1点、報告書の書きぶりで気になった点がありましたので申し上げます。私がもしかしたら読み違えているかもしれませんので、それは違うということであれば御放念いただければありがたいのですが、5ページの2行目から3行目にかけて、質問権の行使に関する記述があるのですけれども、そこでは、解散命令の事由等に該当する疑いのある場合に限り行使となっているのですけれども、条文を見る限りは、「疑い」ではなくて、「解散請求に該当する事由がある場合」というふうに規定されていたような気がするのです。そうしますと、疑いではなくて、ある程度確信みたいなものが必要なのかなという気がいたします。そうしますと、こういう条文の立てつけ自身が質問権の行使を難しくしているのではないかという気がいたしましたので、質問という形になるかもしれませんけれども、申し添えておきます。

以上です。

○河上座長 次の御意見をお願いいたします。

菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 質問権の行使要件についてお話があったので、質問権を規定している宗教法人法の第78条の2を見ると、最初に、所轄庁は、宗教法人について次の各号の一に該当する疑いがあると認めるときは、この法律を施行するために必要な限度において、質問し報告を求めることができるとあるので、私の条文の理解では、解散命令請求のときは疑いが払拭されている必要があるけれども、その前段階として質問したり報告を求めたりするときは、その疑いがあるときで足りる。つまり、疑いを払拭するプロセスこそが質問したり報告を求めたりするという作業なのではないかと理解をしています。

もうちょっと正確に言うとこうだというところがあったら、先生方、教えてください。

○河上座長 宗教法人法の第78条の2というのは、条文としては「一に該当する疑いがあると認めるときは」という書きぶりになり、第81条の解散命令に関しては「一に該当する事由があると認めるときは」という書きぶりになっておりますので、私の意見になってしまふかもしれません、菅野委員の読み方で正しいと思います。

次に、宮下委員、お願いします。

○宮下委員 今のところで、もう菅野委員に御回答いただいて、座長にもフォローしていただいたところですが、確かに疑いがある場合に限りと言うと、かなり限定した形に見えますので、ここは条文どおり、「疑いがあると認めたときは」あるいは「疑いがあると認めるときは」とか、そういう条文どおりの書き方にしてニュートラルな形にしておいたほ

うがいいのではないかと思いますので、今、山田委員から御指摘があった点も踏まえて修文をしていただければと思います。

もう一点、紀藤委員の御指摘の「解散命令を検討し」というところですけれども、ここ
の書きぶりについては、先ほど来、議論があったかと思います。ここについては、「視野
に入れ」という表現をどう捉えるかという問題かと思いました。このところは、解散命
令請求をいきなりすることを紀藤委員が念頭に置かれていることは重々承知をしていると
ころですけれども、「視野に入れ」とするのか、あるいは「解散命令請求も検討しつつ」
とするのか、この辺りについては表現の仕方で、「視野に入れ」というのは、私自身は當
然検討することを前提にしているのかなとは思っているのですけれども、書き方のところ
でもう少し強調したほうがいいということであれば、「解散命令請求も検討しつつ」とす
ることも考えられると思います。もっとも、ここはなかなか難しいところがあって、旧統
一教会については、刑事罰を課されて一発アウトという形でない点が、皆さん懸念されて
いるところなのかなと思います。

私自身は、正直言って、ここまで組織的な不法行為を重ねていれば、解散命令に値す
る部分はあるのではないかと思うのですけれども、そこでワンクッション、あえて報告徵
収と質問の権限の行使というのを入れているというところは、逆に言うと、刑事罰を課さ
れて一発アウトではないので慎重に対応するという説明にもなるかなと思いますので、書
き方についてはまだ検討すべき余地はあるかもしれません、「視野に入れ」ということ
でも、私自身はそのままで問題ないのかなと思いつつ、「も検討しつつ」という表現もあ
り得るかなと思います。紀藤委員に、またいろいろ御指摘いただければと思います。よろ
しくお願ひいたします。

○河上座長 どうもありがとうございました。

では、紀藤委員、お願いします。

○紀藤委員 ちょっと共有させてください。

私の案ですけれども、どういうことかというと、先ほど言った条文構造なのです。つまり、今、議論があったと思うのですけれども、条文構造で、私の案は「検討し、また」ということで並列で並べるという案なのです。

もともと「視野に入れ」とすることに関しては、質問権行使する以上は、先ほど言っ
たように疑いがあるということがもう前提なのです。つまり、質問権行使するというこ
とは、わざわざ「視野に入れ」という言葉は要らないぐらいなのです。当然の前提だから
です。だから、この「視野に入れ」ということと「解散命令請求」は並列に並んでいるか
どうかが文言上分かりにくいのです。

だから、私としては、こここの解散命令請求を検討し、同請求も視野に入れて、宗教法人
法第78条2第1項に基づく報告徵収及び質問の権限行使する必要があるというのは、本
当はもう少し具体的に区別したいのです。解散命令請求を検討すること、また、同請求も
視野に入れて権限行使することも検討することとか、具体的に書きたいのだけれども、

具体的に書くと、逆に言うと「必要がある」というところがそがれてしまうので、ぎりぎりの案として、並列で並んでいるように見えるし、並列に並んでいるように見えないような感じ。

菅野さんがさっき言わされた話も非常によく分かるのです。質問権を過去に行使されていないから、きっちと手続上やるべきだという御意見も十分分かるのですけれども、1か月後、果たして質問権行使するような状況になっているのかということ自体も今の段階では不透明なので、報告書としては並列に読めるように残したらいいのではないかと思って、私としてはもっと強く書きたいのだけれども、どっちにも読めるという案がいいかなと思って、もともとはいろいろあるわけですけれども、昨日、消費者庁にはこういう案でどうかと流していて、その理由も今言った説明をつけていて、「解散命令請求も視野に入れ、宗教法人法第78条2第1項に基づく報告徴収及び質問の権限行使する」というのは、条文構造上、当然の前提であるから、この書きぶりからは解散命令請求自体の必要性が曖昧になるので、両者が並列に並んでいる意味を文言上明確にする趣旨として加筆したという形で、一応昨日は意見を述べているところです。

以上です。

○河上座長 分かりました。

そのほかにはいかがでしょうか。

宮下委員、どうぞ。

○宮下委員 今、御指摘をいただきまして、紀藤委員の御趣旨はよく理解できたつもりです。

その上で、今の御指摘からすると、例えば「視野に入れ」ということは特に必要ないということであれば、例えば「解散請求も検討しつつ」という形にすると、十分並列的にはなるのかなとは思うのですけれども、いかがでしょうか。

○紀藤委員 「視野に入れ」を入れておいたほうがいいと思います。言葉としてきれい。宮下先生が言うとおりだと思いますので、私もどうしようかなと思ったのですけれども、省くよりは言葉がきれいなのです。言葉のきれいさというのは、我々論理的に考えるとそうなのですけれども、一般国民が読んだときにスムーズに読めるというのも重要ではないかと私は思うのですね。

同時に、曖昧でどっちにも取れるというのも重要なので、消費者庁の言いたいことも分かるし、先生の言いたいことも分かるし、いろいろなところに目配せしてつくった案です。

○河上座長 分かりました。

宮下委員、いいですか。

○宮下委員 私としては、例えば「解散命令請求を検討しつつ、それも視野に入れ」とか、「これも視野に入れ」とか、そういう表現もありかなと思いますが、この辺りは、今この場で修文というとなかなか難しいところもあると思いますので、最終的には座長に一任する形でよいかと思います。

消費者庁も解散命令を出せとはなかなか言えないところもありますし、解散命令請求を視野に入れるということは当然解散命令請求を検討するということを含みますので、そこをもう少し明らかにする形で修文をするということでいかがかなと思っております。

○河上座長 田浦委員、どうぞ。

○田浦委員 ありがとうございます。

「視野に入れ」も「検討しつつ」あまり変わらないような気がします。「視野に入れ」というのは比較的身近にある言葉なので、分かりやすいかなと思います。

解散命令にいきなり行くというのは、勇み足のような感じがしまして、その前段階で質問権とか報告徴収権があるのであれば、そういったところで調べて、それから次のステップに行くような印象があるのですね。ですので、段階を踏んで行うということが分かるようになります。ありがとうございました。

○河上座長 どうもありがとうございました。

菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 私も同じ意見です。並列で走らせるのか、ステップ・バイ・ステップなのかというところは大事なところで、そこはむしろあまり玉虫色にしないほうがいいのではないかというのが私の意見です。

その上で、もし解散命令請求の必要性にまでこの検討会で踏み込むのならば、疑いを超える前提となる事実の分析まである程度このペーパーでやっておかないと、せっかくここまでやってきても、そこで最後、説得力を失うようなことにならないかということを心配しています。

○河上座長 ありがとうございました。

その他の点で何かございますか。3の「法制度に関する事項」のところをお願いします。

宮下委員、お願いします。

○宮下委員 ありがとうございます。

3のところについてですが、私自身が第3回あるいは第6回の検討会で報告した内容を取り込んでいただいているので、大筋この方向でいいのではないかと思います。

ただ、紀藤委員が先ほどおっしゃったことのうち、目的を隠して近寄ってきた場合の取消権については、これを特定商取引法との関係で入れるのか、消費者契約法との関係で入れるのかというところはあるかと思いますが、場合によっては指摘事項として入れることも可能ではないかと思います。

この点は、先ほど菅野委員からもう少し詳しくというお話をありましたので、紀藤委員から御説明いただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

○河上座長 紀藤委員、今の宮下委員の意見に対しては何かございますか。

○紀藤委員 消費者契約法では目的不告知が直接契約上の取消しにはなっていないと思うのですよね。これは正しい理解なのですね。

○河上座長 はい。

○紀藤委員 そうすると、目的不告知が犯罪化されている、あるいは、いわゆる行政法上の規制をされているのは特定商取引法しかありませんから、2つ方向性があると思うのですけれども、靈感商法と同じような特定商取引ということで特定商取引法の中に入れるか、あるいは消費者契約法の中に目的不告知の取消権を入れるかということになろうかと思うのです。

だから、今の法律上の立てつけから見ると、目的不告知で犯罪化までされているのは特定商取引法ということになるので、犯罪化されるということになると捜査ができるということになりますから、そういう意味では、希望的観測ですけれども、私は、特定商取引法の中に入れていただくほうが、靈感商法の実際上の規制、これは統一教会に限られませんからね。結局、統一教会を模倣した靈感商法というのが、この30年以上、私が弁護士になったときからずっと統一教会の靈感商法を模倣した靈感商法が物すごくはやっているわけです。現在もです。そういうようなことまで考えると、特定商取引法の中に入れ込んでいただくほうがいいと思っているので、特定商取引法に入るような枠組みで入れていただければと思います。

○河上座長 この報告書の8ページの「6. その他」というところがございますけれども、この「その他」の中に「現行法の改正又は新法の制定による対応」という形で、今の御意見は組み込んでいるつもりでございます。

○紀藤委員 だから、それを②に入れてほしい。総論の②に読み込めるようにしてほしいというのが、先ほど私のお願ひです。

○河上座長 分かりました。

○菅野委員、お願いします。

○菅野委員 目的不告知と正体隠しの伝道みたいなものを同じに捉えていいのか分からぬのですけれども、私の理解では、消費者契約法の要件を広げて包括的なものをつくりましょうという今回の提案、そして、また、契約と捉え切れない献金もあるので、その献金についても一般的な禁止規範をつくって効果をつくりましょうという提案。多分、この肝になるのは、両方とも宗教法人については、合理的判断ができない、いわゆる脆弱性につけ込むという、本当にこの人に意思決定の自由があるのかというところが要素になると思うし、座長も多分、この正体隠しの伝道というのはポイントだとペーパーでもおっしゃっていたと思うので、そこの要素として、きちんと目的不告知とか正体隠しで、結局、その人の自由な意思決定が阻害された中での契約だったり、献金だったりするじゃないか、こういうものを消費者契約法と献金禁止ルールの両輪で、両方ともちゃんと救えるようにしようと提案しているものなのかなと考えています。そして、それがいいのではないかなと思って、これまで意見をしてきたつもりです。

その上で、特定商取引法で1つ犯罪化に踏み出すものなので、一方、ひどいものは、犯罪化することによって、より捜査の手を使えるようにしたほうがいいという議論はもちろんあると思うのですけれども、この検討会の中でそこに踏み込むべきなのか、踏み込むに

当たると、より文言は厳格にしていかなくてはいけないけれども、ではどうするのか、そこまでの議論に至っていないような気がして、今のところは民事の世界の中で、あるいは行政の世界の中で問題を解決する具体的な提案というところに議論を割いてきたのかなと。ただ、そこで目的不告知みたいな、類型的かつ被害が大きい事案というのはちゃんと救えるような提言していくという方向での考えなのかなと思ってこれまできました。ここは、私の意見です。

○河上座長 そうしましたら、宮下委員、お願ひできますか。

○宮下委員 今、菅野委員の御指摘がございましたので、例えば、その点については特定商取引法に関する指摘の前に、目的を隠して勧誘すること、あるいは、先ほど御指摘いただいた正体を隠して伝導することの禁止やそれによってなされた行為の取消権を導入する必要性について、指摘事項で書き加えるというのはいかがでしょうか。

確かに、このままですと特定商取引法の何を変えればいいのかというのは分かりにくいくらいもありますので、その辺りをもう少し書いていただくといいのかなと思った次第です。

以上でございます。

○河上座長 宮下委員からの御指摘を踏まえて、芳野委員に続いて、紀藤委員、お願ひします。

○芳野委員 ありがとうございます。

先ほどの特定商取引法のところで、他の指摘事項のところです。「靈感商法を対象とした新類型の追加」ということが書いてあるのですけれども、そこをあまり細かく議論したことではないと思うのです。

私のほうで最初の頃にちょっと触れたのですが、宗教の勧誘ではなくて、宗教を隠して普通に取引形態を取って勧誘していくという形のものがある意味では特定商取引法のレベルでかなり守れるところだと思いますし、消費生活センターの相談員さんもこの特定商取引法がかなり使える法律だと思うので、そういう意味で言うと、靈感商法がどうのこうのというよりは、まず私は、基本的には不招請勧誘を禁止するとか、インターネットの出会い系サイトなどのインターネット勧誘にクーリングオフを入れるとか、そういう形でのきちんとした整備が必要なのではないかなと思っております。類型として靈感商法という類型を入れるかどうかというところの議論もしていないし、中身も出ていないので、むしろそういう形で、早い段階で防止できるという意見があったという形で入れていただいたほうがいいかなというのが私の意見の一つです。

2つ目は、(2)の寄附の位置づけ等についてでございます。

これにつきましても、日弁連で特に意見があるわけではありませんので、そのところは置いておいて、先ほど河野大臣が私の個人の意見ということで言われたので、私個人の意見としてお話をさせていただきたいと思います。

寄附の位置づけ全体を規制するとなると、これは今問題となっている旧統一教会だけの

問題だけではない、全ての宗教団体に関わってくる問題なので、そのところはかなりきっちり考えていかなくてはいけない。いわゆる信教の自由とか宗教の自由とか、真っ当にやっているところに対しての制限にならないような配慮が必要になってくると思うので、これを考えていくということを提案するのはいいと思いますが、配慮というか、いろいろなところのレベルの意見を聞いていく必要があるかなと思います。

そういう意味では、（2）の位置づけの最後で、「法制化に向けた検討を行うべきである」、こういう検討を行ってくれということについてはなるほどと思うのですが、総論のところの③になると、今度は「講ずるべきである」という形になっていて、ここの「一般的な禁止規定」というのが具体的にどんなものかということを挙げる前に「講ずべきである」というところまで言ってしまうことについて、若干、理由とのそごを感じるので、法定上の措置を講ずる、法制化に向けた検討を行うべきであるという理由も合わせてよいのではないかと思っております。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

紀藤委員、お願いします。

○紀藤委員 菅野さんの話を聞いて、まだ検討会の議論が足りないなとは思ったのですけれども、それは置いておいて、今回の検討会というのは、統一教会問題に対する検討会ではないです。「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」というタイトルだから、統一教会だけを念頭に置くというのはちょっと違うのではないかというのがまず1つあるのです。

これまでずっと統一教会の問題以外の靈感商法もたくさん扱っている立場、それから、もともと消費者問題対策ということで、私自身がもう30年以上消費者問題の被害に携わっている立場からすると、まず一つは、統一教会模倣の靈感商法というのが物すごくあるのです。つまり、そういうものもどのように考えていくのかというのを考えないといけなくて、特定商取引法に靈感商法という、特定商取引というものの枠組みができれば、もちろん特定商取引法の商取引では消費者契約法よりも対象範囲が狭いわけだけれども、それでも、特定商取引法に定められれば、ちまたにあふれている靈感商法もどきあるいは占いサイトも含めて、非常に大きな社会問題になっているような、一般的な靈感商法みたいなものが予防、救済できるのではないかというのがまず1つ目です。

2つ目は、この会議はあくまでも提言なのです。提言である以上、狭く解釈する必要があるのかなというか、できるだけいろいろなことがその後に続くように、提言としては間口を広くしてもいいのかなというのが2つ目です。

3つ目は、統一教会問題だけで考えたときには、統一教会というのは伝道と経済が車の両輪なのですけれども、両方とも原則正体隠しなのです。それで、献金も正体隠しなのだけれども、伝道も正体隠しなのです。どちらも正体隠しというのがある。

もう一つは、伝道のところにもビデオセンターというのが絡んできたりして、統一教会は、ビデオセンターは伝道組織なのに統一教会とは関係ないと言うのです。つまり、そこ

ではお金を取っているのですけれども、統一教会とは関係がない組織としてのビデオセンターがあって、そこで7万円超のお金を取るということになっているわけです。そういうものは、果たして宗教的な勧誘と外形的に言えるのかどうか、本人も分かっていなわけです。そういうものは、やはり特定商取引法みたいなもので規制をしたほうがより一層分かりやすいわけです。

だから、私は、消費者契約法と特定商取引法は、まさにこちらから見ると車の両輪で、消費者被害を救済するためには、消費者契約法上の取消しも必要だけれども、一方で、何かぬえ的なボランティアがやっているようなビデオセンターみたいなものが全国に多数あって、そこでお金を7万円か何かを取って、そして、本人は伝道と気づいていないわけですけれども、そういうものを特定商取引法で規制していかないと、結果的に宗教法人法の解散命令などというのは物すごくハードルが高いわけであって、統一教会を見れば、それはもうやるべきだということは分かるのですけれども、一般の宗教法人だとそんなのはなかなか難しいと思うので、そういった外出しみたいな伝道組織みたいなものは特定商取引法で救済できるような仕組みが必要なのではないかなと私は思っています。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

宮下委員、どうぞ。

○宮下委員 ありがとうございます。

紀藤委員のお考えを今お聞かせいただきまして、よく理解できたつもりなのですが、ただ難しいのが、私はその考え方自体を否定するということではないのですが、特定商取引法自体が訪問販売等の7つの類型に当てはまるかどうかというところで、適用される取引が限定されている点が気になります。いわゆる靈感商法的なものの捕捉は比較的容易かなと思うのですけれども、先ほど言った伝道とか献金等のときに、もちろんそれを訪問販売ということで解釈論として展開することは不可能ではないのですが、なかなか捕捉しにくい部分もあるのかなと思います。そうすると、もう少し広い形で、消費者契約法とか、あるいは別の法律なのか分かりませんが、そういったところで把握していく必要があるのかなと思います。

ただ、この検討会で、私自身も、よく考えればそうしておけばよかったかなと思うところではあるのですけれども、私自身、第3回と第6回の検討会で目的秘匿型の勧誘の取消権の導入について御提案を差し上げましたけれども、確かに、先ほど菅野委員がおっしゃったように、この検討会で議論をきちんとしたかというと、突っ込んだ議論はしていないところもあって、そこが難しいところかなというところもあります。

特定商取引法ということに限ってしまうと、もしかすると逆に範囲が狭くなる可能性がある。先ほど、芳野委員がおっしゃったように、クーリングオフが使えるのは非常に魅力的ですし、現場ではやはり特定商取引法だというのは私も理解しているのですけれども、

もう少し広い形で捉える必要もある。

そうすると、今、紀藤委員がおっしゃったように提言ということではあるのですが、現段階では、差し当たり、「その他の指摘事項」で、特定商取引法ということに関連してということなのか、あるいはもう少し広い視野でということなのか、いずれにせよ、目的を隠して勧誘や伝導をすることについて法的な対応をする必要があるという点を踏まえた記述を少し加えていただくというのが、現段階としてはいいのかなと思います。それが次の議論に必ずつながるのではないかとは考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○河上座長 どうもありがとうございました。

もう少し理論武装をしないと、これはかなり難しいところがあるのかもしれません。

もしよろしければ、Ⅲの4から6までのところ、この辺りで何か御意見がありましたらお願ひいたします。

山田委員、お願ひします。

○山田委員 山田でございます。

4ポツ、5ポツのところで、国民生活センターに関する記述をしていただいておりますので、若干発言をさせていただきます。

まず、5ポツのほうで「再発防止等の取組を働きかける方向で活用するための制度的な担保を検討すべきである」ということを記載していただきました。先日の会合で私のほうからお願ひ申し上げたところを拾っていただきまして、これはありがとうございます。

4ポツの最後のところで、PIO-NETのデータの保存期間に関する記載がございます。これも以前の会合で、10年は短過ぎるのではないかという御議論をいただいたところでございます。国民生活センターで全国の消費者相談のデータを扱っております。そのデータの取扱いについては、これまでこれで十分なのかなと考えてきたわけでございますけれども、この検討会の議論等々を前提といたしますと、必ずしも十分ではなかったのではないかとも考えておりますので、今進めておりますデジタル化の流れの中で、技術的な問題なども検討いたしまして、保存期間の延長ということを実現できたらと考えております。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

それ以外にはいかがでしょうか。

紀藤委員、どうぞ。

○紀藤委員 私から、先ほど西田さんが言ったことを書き加えていただきたいことが1つと、あと「その他」のところですけれども、もうちょっと強く書けないのかなという気がになっていて、「施策を着実に実施すべきである」というのは具体的にどうするのかとか、「改正又は新法の制定による対応が求められる」というのも具体的にどうするのかとか、働きかけるというのは、これは他省庁の話なので、第2段落はある程度はやむを得ないかなと思うのですけれども、第1段落は、現に被害者が出てるわけだから、「できるだけ早期に」とか書いたほうがいいと思うし、後段については、「検討会を直ちに開始し」

とか、既に消費者庁に多数の審議会があると思うのですけれども、「審議会に提案し」とか、何か具体的に書かなくていいのかなと思うのですけれども、書きぶりなので座長にお任せしたいところではありますけれども、消費者庁的にはこの辺りはどうなのでしょうか。こここの検討会で検討すべきとか具体的に書く場合もあるではないですか。

○河上座長 消費者庁のほうから何かお答えすべきことはありますか。

○尾原課長 事務局でございます。

今、紀藤先生から、早期の対応ということについて御指摘をいただいたかと思います。最後、座長にというお話でありますので、事務局については、座長のほうのおまとめのときにそこの辺りは御相談させていただければと思います。

○河上座長 ほかにはいかがでしょうか。

宮下委員、簡潔にお願いします。

○宮下委員 今は、4、5、6も含めて全てということでおよろしいでしょうか。

先ほど、3のところで言い忘れたことが1つありますて、私は、実は昨日、公明党の消費者問題対策本部からの要請でヒアリングを受けて、そこで指摘をされたのですが、例えば献金の取消しにしろ、無効にしろ、考えてみると、民法では第121条の2で当事者には原状回復が義務づけられますが、逆に言えば、本人が原状回復請求をしないと財産を取り戻せないということになります。そうすると、自分の財産を取り戻そうとしない本人がいた場合にどう対応すればいいのか、その点について対応する必要があるのではないかという指摘を受けました。それは確かにその通りで、きちんと本人や家族のもとに財産を取り戻すための方法も、将来的な立法の段階で考えるべきであると思います。

これは報告書に入れてほしいという趣旨ではないのですけれども、少なくともここで発言して議事録には残させていただければと思いますので、あえて一言申し上げました。その点についても重要だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○河上座長 ありがとうございました。

菅野委員、お願いします。

○菅野委員 先ほど紀藤先生が言ったことと同感で、「6. その他」のところに「早期に着実に」を入れてほしいのと、あとは文言は任せますが、「法制上の措置を要する事項については、現行法の改正又は新法の制定に向けて、検討会を設置するなど早期な具体的な対応を求める」というように考えていただきたいと思います。大事なことだと思います。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

様々な御意見を頂戴しましたけれども、私の見ますところは、強調の仕方とか、主に表現ぶりに関する事項でありますて、報告書の方向性は皆様の御同意をいただいたものと思います。

本日の御意見も踏まえまして、最終的な報告書の内容を整理いたしますけれども、その

整理に当たっては座長である私のほうで行った上で、整理ができたところで、それを速やかに公表したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○河上座長 どうもありがとうございます。

紀藤委員、どうぞ。

○紀藤委員 今日は公開しない会議になっているので、メディアその他で憶測が流れていって、報告はできるだけ早期にやっていただきたいのです。私の希望としては、できればあした、難しければ月曜日と、本当にそのぐらいのスピードではないと、口に戸が立たないのではないかということもあるし、メディアはこの問題に関しては物すごく大きな関心があって、ぜひとも早くしていただきたいと思っています。

○河上座長 河野大臣、手が挙がっておりますので、お願いいいたします。

○河野大臣 なるべく速やかにということでございますので、月曜の朝にはしっかり公開ができるように、座長、お忙しいところ、取りまとめの最終セットのお願いをして、そこまでにはということで、それはしっかりやりたいと思います。

それから、今日の議事録につきまして、委員の皆様の御了解をいただければ、資料の幾つか必要なところの削除をした上で議事録として、あるいは議事録のような議事要旨という形で公表をさせていただきたいと思いますので、これはまた委員の皆様の御了解を事務局のほうからいただいて、なるべく速やかに今日の議事要旨も公開をしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○河上座長 どうもありがとうございました。

そういうことで、なるべく早くというか、今の大臣のお言葉だと月曜には公開という形にして、我々の意見等も必要な範囲で修正をしますけれども、しかし、基本的には公開するということで、作業を事務局のほうにしっかりとやってもらうつもりであります。今申し上げた方向で話を進めさせていただきます。

また、この検討会では、8月29日の第1回目からですけれども、毎週にわたって、しかも早朝での会合も含めまして、毎回熱心に御議論をいただきまして、委員の先生方、そして、参考人として見えられた先生方にも心からお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

それでは、これで終了させていただきます。皆さんどうもありがとうございました。